

# 家庭用温水暖房契約選択約款

平成29年4月1日

秋田県男鹿市

## 目 次

1. 目 的	1
2. 選択約款の届出および変更	1
3. 用語の定義	1
4. 適用条件	1
5. 契約の締結と期間	2
6. 使用量の算定	2
7. 料 金	2
8. 単位料金の調整	2
9. 名義の変更	3
10. 契約の変更または解約	3
11. 精算	3
12. 設置確認	4
13. その他	4
付 則	4
(別 表)	
1. 早収料金の算定方法	4
2. 料金表	5

## 家庭用温水暖房契約選択約款

### 1. 目的

この選択約款は、家庭用温水暖房システムの普及を通じ、負荷調整を推進しつつ製造供給設備の効率的利用を図り、以て合理的・経済的なガス需給の確立に資することを目的といたします。

### 2. 選択約款の届出および変更

本市は、この選択約款を変更することがあります。この場合、使用者との需給契約の内容は、変更後の選択約款によるものとします。

### 3. 用語の定義

- (1) 「家庭用温水暖房システム」とは、エネルギー源としてガスを使用し、複数の放熱器を接続する機能を有する熱源機により、居室に設置した放熱器に温水を供給して暖房を行うシステムをいいます。
- (2) 「居室」とは、居住の目的のために継続的に使用する室をいいます。
- (3) 「専用住宅」とは、居住の目的だけに建てられた住宅で、店舗・作業場・事務所など業務に使用するために設備された部分がない住宅をいい、「併用住宅」とは、店舗・作業場・事務所など業務に使用するために設備された部分と住居の用に供されている部分とが結合している住宅をいいます。
- (4) 「その他期」とは、5月使用分（4月の検針日の翌日から5月検針日まで）から10月使用分（9月の検針日の翌日から10月検針日まで）の6箇月間をいい、「冬期」とは、11月使用分（10月の検針日の翌日から11月検針日まで）から4月使用分（3月の検針日の翌日から4月検針日まで）までの6箇月間をいいます。
- (5) 「消費税等相当額」とは、消費税法に基づき消費税が課される金額に、消費税法に基づく税率を乗じて得た金額、及び地方税法に基づき地方消費税が課される金額に地方税法に基づき税率を乗じて得た金額をいいます。この場合、その計算結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数を切り捨てます。
- (6) 「単位料金」とは、8に定める基準単位料金（税抜）又は調整単位料金をいいます。
- (7) 「定額基本料金（税込）、従量料金単価（税込）」とは、定額基本料金、従量料金単価それぞれの消費税等相当額を含んだ額をいい、消費税法第63条の2の規定に基づき記載するものとします。
- (8) 「定額基本料金（税抜）、従量料金単価（税抜）」とは、定額基本料金、従量料金単価それぞれの消費税等相当額を含まない額をいいます。

### 4. 適用条件

この選択約款は、家庭用温水暖房システムを次のいずれかの条件で使用し、使用者がこの選択約款による契約を希望される場合に適用いたします。

- (1) 専用住宅で使用し、ガス以外のエネルギーによる暖房器と併用しないこと。ただし、定格出力が1kW以下の暖房器を併用する場合を除くものとする。
- (2) 一需要場所におけるガスメーターの能力が10立方メートル毎時以下の併用住宅の居住部分で使用し、当該居住部分においてガス以外のエネルギーによる暖房器と併用しないこと。ただし、定格出力が1kW以下の暖房器を併用する場合を除くものとする。

## 5. 契約の締結と期間

- (1) 使用者は、この選択約款を承諾のうえ、本市に所定の申込書により使用を申し込んでいただきます。
- (2) 前項の申し込みは、本市が承諾した時点をもって契約の成立といたします。  
この場合、本市は料金の適用開始日を使用者にお知らせいたします。
- (3) 契約期間は、契約成立日以降最初の定例検針日(契約成立日と定例検針日が同日の場合を含みます。)の翌日から、その定例検針日が属する月の翌月から起算して12ヶ月目の定例検針日までといたします。
- (4) 契約期間満了に先立って解約又は変更の申し込みがない場合は、この選択約款に基づく契約は、さらに1年間延長するものとし、以降これにならうものとする。
- (5) 本市は、この選択約款及び他の選択約款に基づく契約を契約期間満了前に解約又は解約と同時に男鹿市ガス供給条例に基づく契約(以下、「一般契約」といいます。)を締結された方が、同一需要場所でこの選択約款の申し込みをされた場合、その適用開始希望日が解約の日から1年に満たない場合には、その申し込みを承諾できないことがあります。ただし、設備の変更又は建物の改築等のための一時的不使用による場合は、この限りではありません。
- (6) 本市は、使用者が本市と他の契約(既に消滅しているものを含みます。)の料金を、それぞれの条例および約款に規定する支払期限日を経過しても支払われていない場合は、申込を承諾しないことがあります。
- (7) 同一需要場所でこの選択約款とこの選択約款以外の本市の他の契約とを重複して契約することはできません。

## 6. 使用量の算定

使用量は、前回の検針日および今回の検針日におけるガスメーターの読みにより算定いたします。

## 7. 料 金

- (1) 本市は、別表の料金表を適用して、早収料金又は遅収料金を算定いたします。
- (2) 本市は、料金の支払いが、支払義務発生の日の翌日から起算して20日以内(以下「早収期間」といいます。)に行われる場合には、早収料金に消費税等相当額を加えたものを、早収期間経過後に支払いが行われる場合には、早収料金を3パーセント割り増ししたものを(以下「遅収料金」といいます。)に消費税等相当額を加えたものを料金として支払っていただきます。なお、早収期間の最終日が休日の場合には、直後の休日でない日まで早収期間を延伸いたします。

## 8. 単位料金の調整

- (1) 本市は、毎月、(2)②により算定した平均原料価格が(2)①に定める基準平均原料価格を上回り又は下回る場合は、次の算式により別表の2の料金表の基準単位料金(税抜)に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合、基準単位料金(税抜)に替えてその調整単位料金を適用して早収料金を算定いたします。なお、調整単位料金の適用基準は、別表の1(3)のとおりといたします。

① 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

調整単位料金(1立方メートル当たり)

$$= \text{基準単位料金(税抜)} + 0.038 \text{円} \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{円}$$

② 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

調整単位料金（1立方メートル当たり）

$$= \text{基準単位料金（税抜）} - 0.038 \text{円} \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{円}$$

（備考）

上記①、②の算式によって求められた計算結果の小数点第3位以下の端数は、切り捨てます。

(2) (1) に規定する基準平均原料価格、平均原料価格及び原料価格変動額は、以下のとおりといたします。

① 基準平均原料価格（トン当たり）

35,940円

② 平均原料価格（トン当たり）

別表の1(3)に定められた各3ヶ月間における貿易統計の数量及び価額から算定したトン当たりLNG平均価格（算定結果の10円未満の端数を四捨五入し、10円単位とします。）及びトン当たりのLPG平均価格（算定結果の10円未満の端数を四捨五入し、10円単位とします。）をもとに次の算式で算定し、算定結果の10円未満の端数を四捨五入した金額といたします。ただし、その金額が57,500円以上となった場合は、57,500円といたします。

（算式）

$$\text{平均原料価格} = \text{トン当たりLNG平均価格} \times 0.1535$$

$$+ \text{トン当たりLPG平均価格} \times 0.2557$$

③ 原料価格変動額

次の算式で算定し、算定結果の100円未満の端数を切り捨てた100円単位の金額といたします。

（算式）

ア 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

$$\text{原料価格変動額} = \text{平均原料価格} - \text{基準平均原料価格}$$

イ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

$$\text{原料価格変動額} = \text{基準平均原料価格} - \text{平均原料価格}$$

## 9. 名義の変更

使用者または本市が契約期間中に第三者と合併し、又はその事業の全部もしくは、この契約に関する部分を第三者に譲渡する場合は、使用者または本市はこの契約をその後継者に継承させ、かつ後継者の義務履行を相手方に保証するものといたします。

## 10. 契約の変更または解約

(1) 使用者のガス使用計画に変更がある場合、又は2(2)の規定によりこの選択約款が変更された場合は、契約期間中であっても双方協議の上この契約を変更または解約することができるものといたします。

(2) 本市に契約違反があった場合、又は使用者に契約違反があった場合（4の適用条件を満たさなくなった場合を含む。）には契約期間中であっても、相互に契約を解約できるものといたします。

## 11. 精算

本市は、この選択約款を適用している使用者が4の条件を満たさずガスを使用した場合、条件を満たさなくなった時点までさかのぼって男鹿市ガス供給条例に定める遅収料金に消費税等相当額を加えた金額とすでに料金として支払われた金額の差額を申し受けます。

## 12. 設置確認

(1) 本市は、家庭用温水暖房システムの設置の有無等、4の適用条件が満たされているかを確認させていただく場合があります。この場合には、正当な理由がない限り、住宅への立入を承諾していただきます。

万一、立入を承諾していただけない場合、本市はこの選択約款の申し込みを承諾いたしません。又、すでにこの選択約款による契約を締結している場合は、すみやかに選択約款による契約を解約し、解約日以降は、男鹿市一般ガス供給約款に基づく料金を適用いたします。

(2) 家庭用温水暖房システムを取り外した場合は、ただちにその旨を本市に連絡していただきます。この場合、この選択約款による契約を解約したものとみなし、解約日以降は、男鹿市一般ガス供給約款に基づく料金を適用いたします。

## 13. その他

その他の事項については、男鹿市一般ガス供給約款を適用いたします。

### 付 則

(施行期日)

1 この選択約款は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この選択約款の施行の日（以下「施行日」という。）前から継続して供給しているガスの使用で、施行日を含む料金算定期間に係る料金については、なお、従前の例による。

(別 表)

### 1. 早收料金の算定方法

(1) 早收料金は、基本料金（税抜）と従量料金の合計といたします。

(2) 従量料金は、基準単位料金（税抜）又は8の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。

(3) 調整単位料金の適用基準は、次のとおりといたします。

① 料金算定期間の末日が1月1日から同月31日に属する料金算定期間の早收料金の算定に当たっては、前年8月から10月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

② 料金算定期間の末日が2月1日から同月28日（うるう年は同月29日）に属する料金算定期間の早收料金の算定に当たっては、前年9月から11月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

③ 料金算定期間の末日が3月1日から同月31日に属する料金算定期間の早收料金の算定に当たっては、前年10月から12月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

④ 料金算定期間の末日が4月1日から同月30日に属する料金算定期間の早收料金の算定に当たっては、前年11月から当年1月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑤ 料金算定期間の末日が5月1日から同月31日に属する料金算定期間の早收料金の算定に当たっては、前年12月から当年2月までの平均原料価格に

に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

- ⑥ 料金算定期間の末日が6月1日から同月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定に当たっては、当年1月から3月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑦ 料金算定期間の末日が7月1日から同月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定に当たっては、当年2月から4月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑧ 料金算定期間の末日が8月1日から同月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定に当たっては、当年3月から5月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑨ 料金算定期間の末日が9月1日から同月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定に当たっては、当年4月から6月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑩ 料金算定期間の末日が10月1日から同月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定に当たっては、当年5月から7月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑪ 料金算定期間の末日が11月1日から同月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定に当たっては、当年6月から8月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑫ 料金算定期間の末日が12月1日から同月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定に当たっては、当年7月から9月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

## 2. 料金表

### (1) 基本料金

その他期	1箇月につき	2,484.0000円(税込)
		2,300.00円(税抜)
冬 期	1箇月につき	3,024.0000円(税込)
		2,800.00円(税抜)

### (2) 基準単位料金

1立方メートルにつき	118.4112円(税込)
	109.64円(税抜)

### (3) 調整単位料金

(2)の基準単位料金(税抜)をもとに、8の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。